

議案第14号

鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部を改正する条例

（鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正）

第1条 鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
--------	--------

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県被災者住宅再建等支援条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>指定自然災害</u>により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して<u>給付金</u>を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p>	<p><u>鳥取県被災者住宅再建支援条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>自然災害</u>により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して<u>被災者住宅再建支援金</u>を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指定自然災害</u> 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（<u>第8条第1項</u>の規定による参加の申込みをした市</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自然災害</u> 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（<u>第11条第1項</u>の規定による参加の申込みをした市町村（同</p>

町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

ア～ウ 略

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 居宅 指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として知事が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつ

条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

ア～ウ 略

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 被災者住宅再建支援金 被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。

(3) 全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて、

て、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯

イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対

次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めると

する割合又は知事が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

(1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

（補助金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」

こりにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの（第3号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。

（補助金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、交付対象者に対して被災者住宅再建支援金を交付する被災市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

という。) を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るもの）を除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の給付金をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交

付の申請又は事業の完了をすることことができないと認めるときは、
参加市町村に協議の上、その期間を延長することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付対象者ごとに交付した被災者住宅再建支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(基金の設置)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、補助金の交付に要する経費に充てるため、鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第5条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県被災者住宅再建等支援基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、県及び参加

第6条 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。

市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。

2 略

3 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が
別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出
する額の合計額に相当する額とする。

2 参加市町村が毎年度拠出すべき額は、参加市町村に協議して
知事が別に定めるものとし、県が毎年度拠出すべき額は、参加
市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

3 略

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確
実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価
証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に
計上して、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第6条

基金を補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。

(参加市町村への報告)

第7条 略

(参加の申込み等)

第8条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建等支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第5条第3項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出する額を基金に拠出しなければならない。

(基金の処分)

第9条 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は第11条第5項の規定により返還する場合に限りこれを処分することができます。

2 前項の規定により補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。

(参加市町村への報告)

第10条 略

(参加の申込み等)

第11条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第6条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額を基金に拠出しなければならない。

3 新たに第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）を行う市町村が当該参加申込みをした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、第5条第3項の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 被災者住宅再建等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。

5 略

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第9条 略

3 この条例の施行の日の属する年度（以下「当初年度」という。）に第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）をしなかった市町村がその後の年度に参加申込みをした場合において、当該参加申込みをした年度の翌年度に当該市町村が拠出すべき額は、第6条第2項の規定にかかわらず、当初年度から参加した参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 被災者住宅再建支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。

5 略

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(基金の積立額の検討)

2 知事は、基金に積み立てた額の合計額が第5条第2項に規定する目途とする額に達すると見込まれるときは、当該達すると見込まれる年度において参加市町村と協議を行い、必要があると認めるときは、基金として積み立てる額の合計額について必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第3条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額

附 則

(施行期日)

1 略

(当初年度における特例)

2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表 (第2条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付定額

(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅 (当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。) の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	略	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	略	(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅 (当該全壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。) の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	略	全壊世帯	略
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）			

	(3) 大規模半壊世 帶の居宅に代わる 住宅（当該居宅の 所在する市町村の 区域内に設置され るものに限り、 <u>賃 貸住宅にあっては、 知事が別に定める ものに限る。</u> ）の 建設又は購入	3年	大規模半壊世 帶の <u>世帯主又 は当該居宅</u> <u>の所有者(知 事が別に定 めるものに限 る。)</u>	2年	略		(3) 大規模半壊世 帶の居宅に代わる 住宅（当該 <u>大規 模半壊世帶</u> の居宅 の所在する市町村の 区域内に設置され るものに限る。） の建設又は購入	3年	大規模半壊世 帶	2年	略
	(4) 大規模半壊世 帶の居宅の補修				150万円 (単数世 帶につい ては、112 万5,000 円)		(4) 大規模半壊世 帶の居宅の補修				150万円 (単数世 帶につい ては、112 万5,000 円)
	(5) 半壊世帯の 居宅に代わる住宅 (当該居宅の所在 する市町村の区域 内に設置されるも のに限り、賃貸住 宅にあっては、知 事が別に定めるも のに限る。)の建	3年	半壊世帯の世 帯主又は当該 居宅の所有者 (知事が別に定 めるものに限 る。)	2年	100万円 (単数世 帶につい ては、75 万円)						

設又は購入								
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)		(5) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)			1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の知事が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠となっていた住宅に重	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額(100万円を限度とする。)				

大な損害を及ぼす おそれのあるもの の補修					
(9) (1)から(8) までに掲げるもの のほか、知事が参 加市町村に協議し て別に定める事業	略				
備考 略					
(6) (1)から(5) までに掲げるもの のほか、知事が参 加市町村に協議し て別に定める事業	略				
備考 略					

(鳥取県基金条例の一部改正)

第2条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略									
26 鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
27 鳥取	鳥取県被	一般会計	一般会計歳入	(1) 当該					

県被災者住宅再建等支援基金	災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）第3条第1項に規定する被災者住宅再建等支援事業費補助金の交付に要する経費に充てること。	歳入歳出予算に定める額	歳出予算に計上して当該基金に積立て	基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。 (2) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例第8条第5項の規定による返還の財源に充てるとき。
---------------	--	-------------	-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。